

東吉野村事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県から施設の使用制限等の要請を受けて施設の休止や営業時間の短縮等に協力した村内事業者、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）拡大により影響を受け、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号、同法第2条第5項第5号又は同法第2条第6項に規定する保証制度の認定申請を本村に行い、当該認定による融資を受けた村内事業者や国の持続化給付金等の給付決定を受けた村内事業者に対して、この要綱に定めるところにより予算の範囲内において東吉野村事業者支援金（以下、「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東吉野村補助金等交付規則（平成19年3月東吉野村規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表1に定める事業者の内いずれかの要件を満たす村内事業者であること。
- (2) 村内に主たる事業所を有している法人、若しくは村内の住民基本台帳に記録されている住所を有している個人事業主であること。
- (3) 交付申請日又は交付決定日において倒産または廃業していないこと。
- (4) 法人にあつては役員、支配人及び支店又は営業所の代表者、個人にあつてはその者（以下、「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）及び東吉野村暴力団排除条例（平成23年12月東吉野村条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）でないこと。また、役員等が暴対法第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第3条 交付対象者に交付する支援金の額及び回数は、1事業者につき10万円とし、1回を限度とする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、「東吉野村事業者支援金交付申請書兼誓約書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 別表2に定める書類のうち、第2条第1号で満たした事を証する書類
- (2) 代表者の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の写し
- (3) 「東吉野村事業者支援金口座振込申請書」（様式第2号）
- (4) その他村長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第5条 村長は、前条の書類の提出があったときはこれを審査の上交付決定を行い、当該交付申請者に対し、「東吉野村事業者支援金交付決定通知書」(様式第3号)により通知するとともに、支援金を交付するものとする。

2 村長は前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し又は支援金の返還)

第6条 村長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 第4条の規定により提出した東吉野村事業者支援金交付申請書兼誓約書の内容に違反したと認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が支援金を交付することが不適切であると認めたとき。

2 村長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、すでに支援金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、「東吉野村事業者支援金返還命令書」(様式第4号)により通知し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(指示及び検査)

第7条 村長は、交付申請者に対し、書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第8条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、施行日から令和3年3月31日までの間に交付申請された支援金について適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

	対象事業者
(ア)	<p>中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号、同法第 2 条第 5 項第 5 号又は同法第 2 条第 6 項の規定により、「特例中小企業者」であることについての村長の認定を受け、かつ融資を受けた事業者であること。</p> <p>※中小企業とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項により規定されるものを指します。</p>
(イ)	<p>全国都道府県に発出された「緊急事態措置等」により、奈良県から施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主で、かつ「奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付決定を受けた事業者であること。</p>
(ウ)	<p>感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して給付される「持続化給付金」の給付決定を受けた事業者であること。</p>
(エ)	<p>感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるため、具体的な対策（非対面型ビジネスモデルへの転換など）に取り組む小規模事業者等に対し、対策にかかる費用が補助される「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）」の交付決定を受けた事業者であること。</p>
(オ)	<p>経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成する「雇用調整助成金」を感染症の影響を理由に支給決定を受けた事業者であること。</p>
(カ)	<p>その他村長が必要と認める感染症の影響に対する支援を受けた事業者であること。</p>

別表 2 (第 4 条関係)

	添付書類
(ア)	中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号、同法第 2 条第 5 項第 5 号又は同法第 2 条第 6 項の規定により、村長の認定を受け、金融機関から融資を受けたことがわかる書類 (金銭消費貸借契約書など) (写し)
(イ)	奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付決定通知書 (写し)
(ウ)	持続化給付金の給付通知書 (写し)
(エ)	持続化補助金の交付決定通知書 (写し)
(オ)	雇用調整助成金の支給決定通知書 (写し)
(カ)	その他村長が必要と認める感染症の影響に対する支援を受けたことがわかる書類 (写し)